

新大和市総合計画の策定に向けて

1. 策定にあたって考慮すべき事項

(1) 市民に向けた取組について

①高齢化・長寿化への対応

社会保障制度等に大きな影響を及ぼす高齢化の進展が大和市でも見られるため、市民の健康づくりや生きがいくくり、適時適切な医療・介護の提供などに関する取組が必要です。

→ 将来都市像実現に向けた目標 1・2（資料 2 を参照。以下同様。）

②こども・若者に関する支援

大和市の人口は微増の傾向となっておりますが、少子化は進むものと考えられるため、こどもを産み育てやすい環境を構築すべく、子育て支援の一層の充実に加え、こども・若者が真に求めている支援などに関する取組が必要です。

→ 将来都市像実現に向けた目標 3

③安全・安心な暮らしの確保

市民が安心して安全に暮らせるようにするため、全国的に頻発化している自然災害への備えのほか、犯罪の抑止、消費者トラブルへの対応、交通事故の防止、消防力の強化などに関する取組が必要です。

→ 将来都市像実現に向けた目標 4

④快適で環境に優しい暮らしの確保

市民が快適で環境に優しく暮らせるようにするため、「地球沸騰化」と表現されるほど深刻な温暖化への対応や環境への負荷が小さく便利に過ごせるまちづくりなどに関する取組が必要です。

→ 将来都市像実現に向けた目標 5

⑤誰もが住み続けたいと思うまちの実現

子どもから大人まで大和市に住み続けたいと思うまちにするためには、文化、スポーツ、地域経済等の面からの、にぎわいのあるまちづくりに関する取組が必要です。

→ 将来都市像実現に向けた目標 6・7

⑥地域のつながりの創出

昼間人口が比較的少なく、高齢化、コロナ禍等の影響もあり、地域コミュニティの一層の衰退が見込まれるため、地域活動の活性化などに関する取組が必要です。

→ 将来都市像実現に向けた目標 8

(2) 行政経営について

質の高い行政サービスを安定して提供できるようにするため、デジタル技術の活用、公共施設の老朽化への対応等、行政経営の継続的な改善に関する取組が必要です。

→ 行政経営の方針

2. 基本構想等の内容

(1) 将来都市像

【考え方】

- これまでの「健康」を基軸とした取組をさらに進め、市民が幸せを実感できる大和市を目指すことについての考え方を表すものとします。
- また、全国的な少子高齢化、人口減少、自然災害の頻発化、人工知能の進化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の普及等、社会情勢の大きな変化による様々な影響が想定される中で、大和市が目指す社会の姿を示します。
- さらに、将来都市像の実現に向けて、市民、事業者、関係団体と市、つまり市全体で協力していくことを示します。

【骨子案（諮問）】

健幸都市やまと

- 大和市は、都市として発展する潜在能力を十分に備えており、その発展は市民の幸せにつながる事が重要である。
- 「幸せ」には様々な形がある中、行政が実現するべき発展とは、市民の幸せの土台となる良好な社会を構築することと考える。
- 今後は、「健康」の観点から捉えて進めてきた各取組の成果も活かしながら、社会情勢が大きく変わっても、誰も取り残されないよう、市民の声を聞き、市民と協力して、全てを良好な状態へと変えていくことにより、健やかで幸せに暮らせる「健幸都市やまと」の実現を目指す。

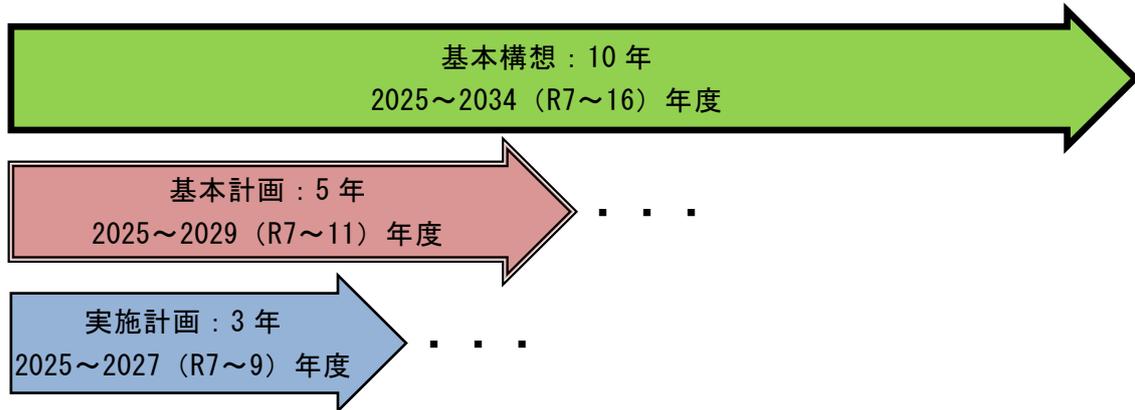
(2) 計画期間（目標年次）

【考え方】

- 総合計画としては、最上位計画として中長期的な展望を示す一方、社会情勢等の変化に迅速かつ柔軟に対応する必要があります。
- 現在の総合計画である健康都市やまと総合計画（以下「現総合計画」と言う。）について、コロナ禍等により社会情勢が大きく変化する中であっても、最上位計画として施策の展開や進行管理を順調に進めることができたことと捉えられます。
- このため、現総合計画と同様、政策を示す基本構想、施策を示す基本計画及び具体的な事業を示す実施計画で構成するとともに、計画期間については、長期的な展望を示せるように基本構想は10年間、基本構想に基づき、中期的でより具体的な展望を示せるように基本計画は5年間、社会情勢等の変化を踏まえた事業を適宜適切に示せるように実施計画は、毎年度見直すことを前提として3年間とします。
- また、計画期間の開始は2025年度（令和7年度）のため、基本構想の目標年次は2034年度（令和16年度）とします。

【骨子案（諮問）】

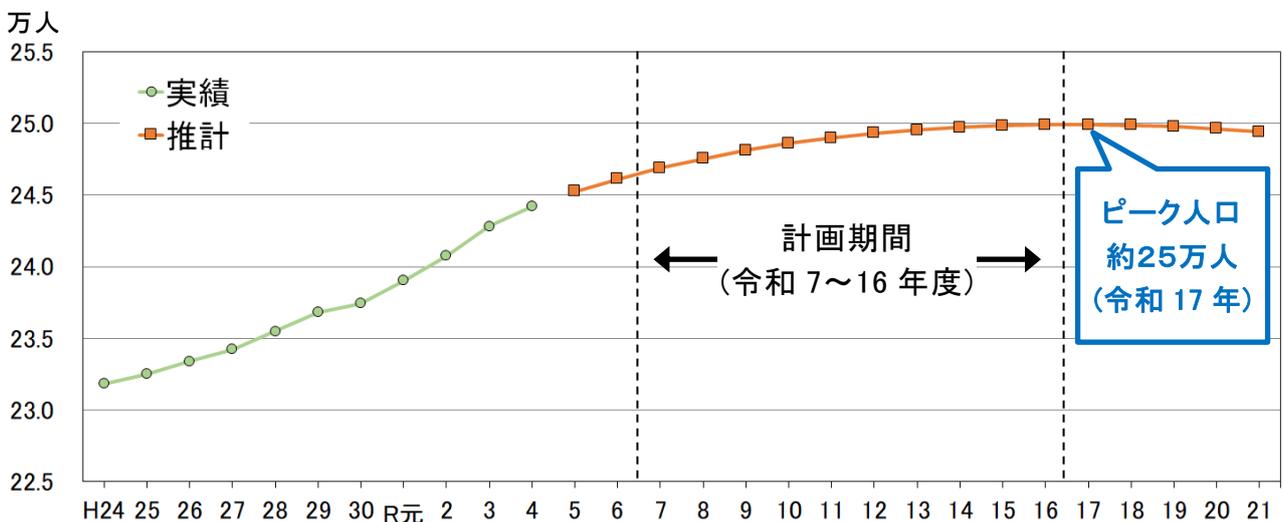
- 最上位計画として中長期的な展望を示すとともに、社会情勢等の変化に迅速かつ柔軟に対応できるようにする。
- そのため、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、各計画期間については、基本構想は長期的な展望を示せるように10年間、基本計画は中期的な展望を示せるように5年間、実施計画は社会情勢等の変化を踏まえた事業を適宜適切に示せるように3年間とする。
- また、総合計画の始期は2025年度（令和7年度）として、目標年次は2034年度（令和16年度）とする。



(3) 人口

【考え方】

- 令和4年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、コーホート要因法による将来推計を行います。
- 出生率は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）「日本の将来推計人口」（平成29年推計）における全国の合計特殊出生率を採用します。
- 生残率は、社人研「日本の将来推計人口」（平成29年推計）における基準となる中位仮定の全国の生残率を市の実績に基づき補正した値を採用します。
- 移動率は、平成24年度から令和4年度の実績に基づく平均値に、社人研推計の大和市の移動率の収束傾向反映した値を採用します。



※目標年次における人口について、現総合計画では基本構想と基本計画の両方に記載していますが、新総合計画では、10年間に1万人以上といった大きな増減は見込まれないため、基本構想のみに記載することを考えています。

【骨子案（諮問）】

■目標年次における人口については、現時点から24万人台後半での増加傾向が続き、25万人に近づくと見込む。

(4) 土地利用の方向

【考え方】

- 中心市街地のみならず、自然環境も含め、市域全体の整備等に関する大きな方向性を示します。
- 本市では、南北に長い地形やその中心を通る鉄道、東西それぞれに位置する河川などの地勢を踏まえ、従来から「3つの軸」及び「3つのまち」と表現する市域の構造的な特徴を土地利用の前提としてきました。
- 今後も地勢の大きな変化は見込まれないため、新総合計画においてもこれまでの考え方を基本とした土地利用の方向とします。

※土地利用に関する方向性について、現総合計画では基本構想の「土地利用の方向」及び基本計画の「土地利用の方針」を記載していますが、記載内容が一部重複していることに加え、基本計画の計画期間である5年間程度では考え方が大きく変わらない見込みのため、新総合計画においては、基本構想にのみの記載を考えています。

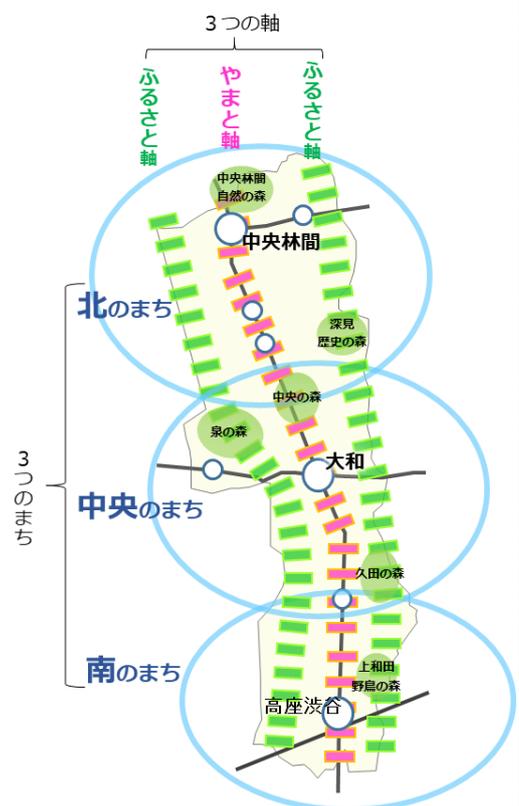
【骨子案（諮問）】

■まちの構造を特徴づけている「3つの軸」と「3つのまち」を基本としたうえで、少子高齢化、大規模災害への備えなど様々な課題への対応や、周辺土地利用転換を考慮しながら都市機能の充実を図るとともに、市域全体の均衡ある発展を促し、本市の持続可能性を高めていく。

「3つの軸」の方向

◎やまと軸（都市軸）

- 商業・業務機能や良質な中高層住宅など様々な都市機能が集まり、活力やにぎわいを生み出す軸。
- 便利で暮らしやすく、都市の魅力を備えた環境を整えていく。
- また、軸の上に位置する2つの森については、新たなまちづくり（内山地区、中央森林地区）のなかで、市街地の形成と緑の活用、調和を図っていく。



【骨子案（諮問）】（続き）

◎ふるさと軸（自然軸）

■境川と引地川を中心とした自然豊かな2本軸。

■軸の上に位置する4つの森をはじめとし、その環境を確保しながら、良好な低層住宅地とともに次世代へ引き継いでいく。

「3つのまち」の方向

◎北のまち

■中央林間駅周辺地域を中心に、利便性や安全性を高めるとともに、良好な住環境を守りながら、都市機能と緑が調和した多世代が交流するまちづくりを進める。

◎中央のまち

■大和駅周辺地域に集積する商業・業務機能や、教育及び文化芸術施設などを生かしながら、活力とにぎわいがあふれ、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを進める。

◎南のまち

■高座渋谷駅周辺の都市機能と緑豊かで歴史を感じられる住環境を生かしながら、ゆとりある暮らしが継続的に営まれるまちづくりを進める。

（5）財政運営の方向

【考え方】

- 持続可能な財政基盤の構築に向けた大きな方向性を示します。
- 現総合計画においては、少子高齢化と人口減少による社会保障関係経費の増加等を全国的な課題として挙げています。
- この課題に対しては本市も継続的に対応していく必要があるため、これまでの考え方を基本としつつ、生産年齢人口の減少や公共施設の老朽化に伴う維持・更新の費用負担などの要素も考慮した内容とします。

【骨子案（諮問）】

■高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費や老朽化した公共施設を維持・改修するための経費は増加していくと考えられる。

■このような状況を踏まえ、今後も引き続き、積極的な国・県補助金の活用や受益者負担の適正化などにより財源の確保に努めつつ、限られた財源を的確に配分し、持続可能な財政運営を推進していく。

（6）計画の体系

【考え方】

- 現総合計画では、将来都市像の下、都市の構成要素（人・まち・社会）を「健康」の視点から捉えたカテゴリー、基本目標、個別目標、めざす成果へと、具体性を段階的に上げていくように展開することにより、市のまちづくりの方向性をわかりやすく、明確に示すことができたと考えられます。そのため、新総合計画においても、具体性を上げながら展開する体系を基本とします。
- 基本構想について、分かりやすい体系とするため、現総合計画のように2層（「健康領域」と「基本目標」）とはせず、「将来都市像実現に向けた目標」のみを設定します。

- 基本計画について、現総合計画の「個別目標」と「めざす成果」は、具体性の程度は違うものの、どちらも実現を目指す状態を表しています。そのため、計画の体系の各層を明確に区別して分かりやすくするため、「施策分野」と、その各分野において実現を目指す状態を表す「めざす姿」を設定します。
- 現総合計画の「健康な行政経営」に相当する行政経営の方針について、行政経営は、市民に向けた全ての取組に対し、その実現の前提となる市側の取組と位置付けて体系上に示すとともに、名称を「行政経営の方針」とします。
- 「行政経営の方針」において、新たに考慮すべき要素として、①市民の声を聞くこと、②他自治体との広域連携を含めた多様な主体との連携を進めること、③行政におけるDXを進めることを取り込むようにして、方針を設定します。

【骨子案（諮問）】

※資料2 参照

3. その他の検討事項

(1) デジタル田園都市国家構想総合戦略（旧まち・ひと・しごと創生総合戦略）の統合

① デジタル田園都市国家構想総合戦略とは

- 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことなどを目的として、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」の第8条に定められた計画です。市町村計画の策定については第10条で定められています（努力義務）。
- 市町村計画を策定する際は、国・県の総合戦略を勘案することが法で定められているほか、国から「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」を参考にしよう通知が発出されています。
- また、令和3年に国が「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を掲げたことを受け、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2～R6）」は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（R5～R9）」へと抜本的に改訂されました。

② 考え方

- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地域の社会課題解決や魅力向上の取組を加速・深化することを趣旨としています。
- これは、少子高齢化をはじめとした様々な課題を抱える本市にとっても、重要な要素であり、市政の様々な分野でこの趣旨を共有しながらまちづくりを進めていくことが効果的・効率的であると考えられます。
- また、本市の総合戦略（以下「市総合戦略」という。）について、現在の「第2期健康都市やまのまち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は令和6年度までのため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえながら本市に適した内容となるように、令和7年度からの新たな市総合戦略を策定する必要があります。
- このため、令和7年度を始期とする新総合計画策定の機会を捉え、全ての分野を網羅する総合計画と市総合戦略の統合を検討しており、具体的には、総合戦略には数値目標の設定が求められることから、数値目標を設定する予定である基本計画に市総合戦略が包含されるものとして整理したいと考えています。

(2) 行政改革大綱の統合

①行政改革大綱とは

- 組織の見直しや職員定数の適正化、民間委託の推進などの行政改革に関する方針を定めるものです。
- 限られた財源の中で市民に質の高い行政サービスを提供するためには不断の行政改革が求められ、本市では昭和 60 年に「大和市行財政運営の基本方針」を策定して以降、4 度にわたり、行政改革に関する方針を策定してきました。

②考え方

- 行政改革大綱では、総合計画で定める行政経営の方針（現総合計画においては「健康な行政経営」が相当する。）を行政改革の方針に位置付けるとともに、各方針の下で記載する内容も総合計画の行政経営の方針に基づき定めています。
- このため、新総合計画においても行政経営の方針を定める予定であることから、新総合計画策定の機会を捉え、総合計画に行政改革大綱が包含されるものと整理したいと考えている。